

議案第 号 札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 条例改正の背景と目的

- ① 税制改正に伴い、国民健康保険法施行令の低所得者世帯に対する保険料軽減基準等が改正。
本市の国保料の算定は、施行令に従い国民健康保険条例で規定しているため、同様の改正を行う。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、所得割がかかる世帯の負担増が懸念されるため、国民健康保険支払準備基金の一部を活用し、所得割の負担軽減を図るため所要の改正を行う。

2 主な改正の内容

(1) 低所得世帯に対する保険料軽減基準の改正

- ・ 税制改正により、給与所得・年金所得控除額から基礎控除に10万円が振替え。
- ・ 1人あたり所得は10万円増となることから、軽減基準を10万円引き上げ。
- ・ 給与年金所得者が複数の場合、世帯所得が10万円以上増加し軽減に該当しにくくなる。
- ・ 世帯人数に応じ軽減基準を引き上げる考慮『（給与年金所得者数－1人）×10万円』を追加。

○軽減基準比較表

| 区分 | 現行基準（世帯所得で判断） | 改正後基準（世帯所得で判断） |
|------|---------------------------|--|
| 7割軽減 | 33万円（※）以下 | 43万円（※） ＋（給与年金所得者数－1人）×10万円 以下 |
| 5割軽減 | 33万円 ＋（28.5万円×被保険者数）以下 | 43万円 ＋（給与年金所得者数－1人）×10万円 ＋（28.5万円×被保険者数）以下 |
| 2割軽減 | 33万円 ＋（52万円×被保険者数）以下 | 43万円 ＋（給与年金所得者数－1人）×10万円 ＋（52万円×被保険者数）以下 |

※個人住民税上の基礎控除額を指す

(2) 所得割保険料の負担軽減特例の新設

- ・ 所得割保険料率は、所得割賦課総額（※）を国保加入者の所得合計で除して算定。
- ・ 令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により、国保加入者の所得が減少する恐れがある。
- ・ 所得減少は保険料率の上昇につながり、所得割がかかる世帯への負担増加が懸念される。
- ・ 令和3年度に限り、所得割賦課総額に基金の一部を充て、保険料率の上昇を抑える。

※賦課総額の2分の1に相当する額

○イメージ図

| 【所得減少の影響】 | 【基金活用の効果】 |
|--|--|
| $\frac{\text{所得割賦課総額}}{\text{加入者所得の合計}} = \text{所得割料率}$ <p style="text-align: center;">↓</p> | $\frac{\text{所得割賦課総額} - \text{基金}}{\text{加入者所得の合計}} = \text{所得割料率}$ <p style="text-align: center;">↓</p> |

3 施行予定日

公布の日とする